

登録制度について

■ 登録制度の概要

この制度は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかどうかの判定業務を行うことのできる適合証明技術者を登録するものです。

- ※ 1 適合証明業務については、適合証明技術者のほか、住宅金融支援機構と協定を締結した民間の検査機関も業務を行うことができます。
- ※ 2 適合証明技術者は、フラット 35S（中古タイプ）以外のフラット 35S に関して物件検査を行うことができません。

■ 登録規程

適合証明業務を実施する際には、登録規程を遵守する必要があります。適合証明業務を実施する際には登録規程の内容をよくご確認ください。

■ 登録申請者

建築士法第 23 条の 3 に基づく建築士事務所登録をしている開設者

■ 「適合証明技術者」として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方で既存住宅状況調査技術者資格を有する方。

- ※ 1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※ 2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数 3 以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※ 3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：www.kyj.jp）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX 等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。



■ 登録窓口（登録申請先）

建築士事務所が所在する各都道府県の建築士事務所協会（4 ページ参照）

■ 登録機関

（一社）日本建築士事務所協会連合会（登録機関事務局）、（公社）日本建築士会連合会

■ 講習の受講

登録予定建築士については、業務の重要性を十分認識していただくとともに、よりの確に業務を行っていただくために、「適合証明技術者業務講習」を受講していただきます。

登録申請と講習の申込み方法等

■ 講習受講対象者

建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有する者（令和 4 年以内に資格取得予定でも可）

■ 登録受付期間・講習会の日程・受付方法

最新の情報は、支援情報サイトをご覧ください。

■ 登録窓口・講習申込先

各都道府県の建築士事務所協会（4 ページ参照）

※ 詳しい受付方法につきましては、支援情報サイトでご確認ください。

■ 登録有効期間

既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なります。

- ・有効期限が 2024 年 3 月 31 日の方：登録期間 1 年間（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）
- ・有効期限が 2025 年 3 月 31 日の方：登録期間 2 年間（2023 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）
- ・有効期限が 2026 年 3 月 31 日の方：登録期間 3 年間（2023 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

■ 登録料

登録期間により異なります。

- ・登録期間 1 年間 6,160 円（税込）
- ・登録期間 2 年間 12,320 円（税込）
- ・登録期間 3 年間 18,480 円（税込）

■ 登録申請に必要なもの

- ① 登録申請書（記入例は 5 ページ参照）
 - ② 適合証明業務に関する確認書（記入例は 6 ページ参照）
 - ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
 - ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
 - ⑤ 既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
 - ⑥ 登録予定建築士の写真 2 枚（オンライン講習受講希望者は 1 枚）
（無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦 3.0cm、横 2.4cm）で、6 カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）
 - ⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
 - ⑧ 受講申込書（登録窓口により書式が異なるため、各登録窓口にお問い合わせください）
- ※ ①②は同封しましたが、支援情報サイトにデータ入力可能な書式もございます。

■受講料・テキスト代

受講料：9,350 円（税込）

テキスト代：4,950 円（税込）

※ テキスト「適合証明技術者実務手引 令和 2 年度改訂版」をお持ちの方は、受講料のみ。

■時間割例（各会場により異なります）

13：30～13：35 あいさつ（適合証明業務の重要性について）

13：35～16：50 融資対象となる住宅と物件検査の流れ、一戸建て等の物件検査、マンションの物件検査、フラット 35S 中古タイプの物件検査、劣化状況に関する物件検査、リフォーム融資の物件検査、適合証明業務システム入力方法 など

16：50～17：00 理解度確認チェック

■登録証明書の交付

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から令和 5 年 3 月以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

■その他

- ・適合証明業務開始日、適合証明業務システム利用開始日は、令和 5 年 4 月 1 日です。
- ・登録証明書交付前に登録情報が変更になった場合は、登録窓口でお手続きください。
- ・令和 5 年 4 月 1 日以降に登録情報が変更になった場合は、速やかに登録窓口に変更届を提出してください。なお、変更届提出後、新たな登録証明書を発行するまで最長 1 カ月程度かかる場合があります。
- ・建築士法第 23 条の 3 による更新の登録を受けた場合も、変更届を提出してください。

登録窓口一覧

名称		所在地	TEL	FAX
(一社) 北海道建築士事務所協会	〒060-0806	札幌市北区北 6 条西 6-2 設計会館 9 階	011-788-7650	011-788-7280
(一社) 青森県建築士事務所協会	〒030-0803	青森市安方 2-9-13 青森県建設会館 5 階	017-773-1596	017-773-1599
(一社) 岩手県建築士事務所協会	〒020-0016	盛岡市名須川町 18-16 建築会館	019-651-0781	019-651-8677
(一社) 宮城県建築士事務所協会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉 2-2-40 宮城県建築設計会館	022-223-7330	022-223-7319
(一社) 秋田県建築士事務所協会	〒010-0951	秋田市山王 3-1-7 東カンビル 6 階	018-865-1225	018-865-1293
(一社) 山形県建築士事務所協会	〒990-0023	山形市松波 4-1-15 山形県自治会館 3 階	023-615-4739	023-615-4749
(一社) 福島県建築士事務所協会	〒960-8061	福島市五月町 4-25 福島県建設センター 5 階	024-521-4033	024-521-5087
(一社) 茨城県建築士事務所協会	〒310-0852	水戸市笠原町 978-30 建築会館 2 階	029-305-7771	029-305-7791
(一社) 栃木県建築士事務所協会	〒320-0032	宇都宮市昭和 2-5-26	028-621-3954	028-627-2364
(一社) 群馬県建築士事務所協会	〒371-0846	前橋市元総社町 2-23-7	027-255-1333	027-255-1066
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	〒336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 埼玉建産連会館 5 階	048-864-9313	048-864-9381
(公社) 千葉県建築士事務所協会	〒260-0012	千葉市中央区本町 2-1-16 千葉本町第一生命ビル 2 階	043-224-1640	043-225-2066
(一社) 東京都建築士事務所協会	〒160-0022	新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3 階	03-3203-2601	03-3203-2602
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	〒231-0032	横浜市中区不老町 3-12 第 3 不二ビル 2 階	045-228-0755	045-212-3807
(一社) 新潟県建築士事務所協会	〒951-8131	新潟市中央区白山浦 1-614 白山ビル 6 階	025-265-4748	025-231-6553
(一社) 富山県建築士事務所協会	〒930-0094	富山市安住町 7-1 富山県建築設計会館 2 階	076-442-1135	076-442-1180
(一社) 石川県建築士事務所協会	〒921-8036	金沢市弥生 2-1-3 石川県建設総合センター 5 階	076-244-5152	076-244-8472
(一社) 福井県建築士事務所協会	〒910-0859	福井市日之出 5-4-7 福井県建築会館 3 階	0776-54-1552	0776-54-8490
(一社) 山梨県建築士事務所協会	〒400-0031	甲府市丸の内 1-14-19 山梨県建設業協同組合会館 2 階	055-225-1251	055-232-5959
(一社) 長野県建築士事務所協会	〒380-0936	長野市岡田町 124-1 長水建設会館 2 階	026-225-9277	026-225-9278
(一社) 岐阜県建築士事務所協会	〒500-8358	岐阜市六条南 2-13-2	058-277-9211	058-277-9212
(一社) 静岡県建築士事務所協会	〒420-0853	静岡市葵区追手町 2-12 静岡安藤ハザマビル 7 階	054-255-8931	054-255-8955
(公社) 愛知県建築士事務所協会	〒460-0003	名古屋市中区錦 1-18-24 HF 伏見ビル 5 階	052-201-0500	052-201-0508
(一社) 三重県建築士事務所協会	〒514-0037	津市東古河町 8-17 システックビル 4 階	059-226-4416	059-224-9297
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	〒520-0801	大津市におの浜 1-1-18 建設会館 3 階	077-526-4476	077-522-9610
(一社) 京都府建築士事務所協会	〒603-8163	京都市北区小山南大野町 1 紫明会館 1 階	075-334-5277	075-334-5377
(一社) 大阪府建築士事務所協会	〒540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-10 大阪建築会館 2 階	06-6946-7065	06-6946-0004
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	〒650-0011	神戸市中央区下山手通 5-9-18 古河ビル 4 階	078-351-6779	078-371-7913
(一社) 奈良県建築士事務所協会	〒630-8115	奈良市大宮町 2-5-7 奈良県建築士会館	0742-34-8850	0742-34-8886
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	〒640-8045	和歌山市ト半町 38 建築士会館 3 階	073-432-6539	073-432-6559
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	〒680-0022	鳥取市西町 2-102 西町フロインドビル	0857-23-1728	0857-21-6112
(一社) 島根県建築士事務所協会	〒690-0886	松江市母衣町 175-8 建築会館内	0852-23-2582	0852-26-1690
(一社) 岡山県建築士事務所協会	〒700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19 建築会館 3 階	086-231-3479	086-231-4575
(一社) 広島県建築士事務所協会	〒730-0013	広島市中区八丁堀 5-23 オガワビル 2 階	082-221-0600	082-221-8400
(一社) 山口県建築士事務所協会	〒753-0072	山口市大手町 3-8 山口県建築士会館内	083-925-6701	083-925-6763
(一社) 徳島県建築士事務所協会	〒770-0847	徳島市幸町 3-55 自治会館 2 階	088-652-5862	088-653-5201
(一社) 香川県建築士事務所協会	〒760-0018	高松市天神前 5-18 ルモンド田中ビル 3 階	087-812-3201	087-812-3202
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	〒790-0002	松山市二番町 4-1-5 建築士会館 3 階	089-945-5200	089-945-5318
(一社) 高知県建築士事務所協会	〒780-0870	高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階	088-825-1231	088-822-1170
(一社) 福岡県建築士事務所協会	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館 5 階	092-473-7673	092-473-7278
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	〒840-0041	佐賀市城内 2-2-37 建設会館内	0952-22-3541	0952-22-3668
(一社) 長崎県建築士事務所協会	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	095-826-7010	095-826-7968
(一社) 熊本県建築士事務所協会	〒862-0976	熊本市中央区九品寺 4-8-17 熊本県建設会館別館 2 階	096-371-2433	096-371-2450
(一社) 大分県建築士事務所協会	〒870-0016	大分市新川町 2-4-48	097-537-7600	097-537-7695
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	〒880-0805	宮崎市橘通東 2-9-19 宮崎県建設会館 4 階	0985-29-1188	0985-38-9418
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	〒890-0055	鹿児島市上荒田町 29-33 鹿児島建築設計会館	099-251-9887	099-251-9871
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	〒901-2101	浦添市西原 1-4-26 沖縄建築会館	098-879-1311	098-870-1611

☒ 更新 ☐ 新規		更新登録か新規登録かを ○印で囲んで下さい。		☒ 会員 ☐ 非会員		申請する建築士事務所が事務所協会の会員で ある場合は○印で囲んで下さい。		別記様式第1号		
				* 適合証明技術者登録番号		記入しないでください。				
適合証明技術者登録申請書										
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿										
公益社団法人 日本建築士会連合会会長										
「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関 の住宅ローン(既存住宅)等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」 を確認のうえ遵守することを誓約し、登録を申請します。この申請書の記載事項 は事実に相違ありません。										
令和 4 年 8 月 1 日										
登録申請者 フラット35 株式会社 代表取締役 住宅 太郎										
(開設者の氏名・法人の場合は名称および代表者氏名)										
本登録申請書にご記入いただいた個人情報、登録業務に必要な場合以外に使用いたしません。	建築士事務所	ふりがな	ふらっとさんじゅうご かぶしがいいしや いっきゅうけんちくしむしょ							
		名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所							
		ふりがな	とうきょうとぶんきょうくこうらく							
		所在地	〒0000-0000 東京都文京区後楽0-0-0							
		Eメールアドレス	0000000@0000000.co.jp							
		電話	00-0000-0000				FAX	00-0000-0000		
		法人の場合	名称	フラット35 株式会社		登録開設者届出印	フラット35 株式会社 代表取締役			
		代表者の氏名及び役名	ふりがな	じゅうたく たろう						
		代表取締役 住宅 太郎								
		個人の場合	氏名	法人の場合は記入不要です。						
建築士法第23条の3による登録年月日及び登録番号	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日		(都道府県名) 東京都		登録番					
種別(該当種別を○印で囲む)	☒ 1級 ☐ 2級 ☐ 木造) 建築士事務所									
上建建築士事務所	ふりがな	てきごう けんいち								
	氏名	適合 健一								
	建築士資格種別	☒ 1級		すべての住宅についての業務を行うことができる※1		建築士登録年月日		建築士届出印		
		☐ 2級		マンションに係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2及び第3条の3に定める範囲の住宅に限り業務を行うことができる※2		☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		適合証明業務を行う際に使用する印鑑です。		
		☐ 木造		一戸建て等の住宅に限り業務を行うことができる		建築士登録番号				
					〇〇〇〇〇〇					
	令和 5 年 (2023) 4 月以降有効な資格をお持ちの方のみご記入ください。									
	既存住宅状況調査技術者資格									
	登録有効期限	令和 〇 年 3 月 31 日		講習登録機関名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (修了証明書番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)						

※1 2級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属する1級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、それぞれ2級建築士又は木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※2 木造建築士事務所に所属する2級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※3 既存住宅状況調査技術者資格を有している登録予定建築士は、修了証明書番号を記入してください。

(注意) 1. *印欄は記入しないで下さい。

2. 申請にあたっては、①建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録を証する書類の写し、②登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し、③登録予定建築士の写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影したもの、カラー)、④公的機関発行の写真付き資格者証等、⑤既存住宅状況調査技術者資格者証の写しを添付して下さい。

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 4 年 8 月 1 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

		* 適合証明技術者登録番号		記入しないでください。		
建築士事務所	名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所				
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇				
	事務所登録年 月 日	☐ 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☒ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				
	事務所登録番 号	都道府県名 (東京都) 知事登録 〇〇〇〇〇〇 号				
	登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称	フラット35 株式会社	代表者印 (※)	
	代表者の氏名及び役 名	代表取締役 住宅 太郎				
	個人の場合	氏 名	【自署】 個人の場合、自署してください。 法人の場合は、記入不要です。	印		
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】 自署してください。				
	建築士登録年 月 日	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				
	建築士登録番 号	〇〇〇〇〇〇 号				

法人の場合、法務局届出の代表者印 (丸印) を押印してください。

シャチハタは不可。

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印 (丸印) を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者 (以下「建築士事務所等」と総称する。) は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「機構」という。) に対し、適合証明業務 (住宅又は住宅の改良が機構の定める技術基準に適合することの証明に関する業務をいう。以下同じ。) の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことを確認します。

- 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則 (適合証明技術者実務手引をいう。) 及び機構から指示があった場合の当該指示 (以下「実施細則等」という。) に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。
- 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遂行されるよう監督しなければならないこと。
- 建築士事務所等 (廃業、退職等をした者を含む。) は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。
- 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。
なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引下げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。
- 登録規程^{※1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{※1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{※1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口に戻納しなければならないこと。
- 機構は、登録規程^{※1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し (登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等